

# こども<sup>★</sup>誰<sup>★</sup>でも通園制度

## Q & A

	質問	回答
1	一時預かり事業との違いは？	一時預かり事業は、「保護者の立場からの必要性」に対応するため「預ける」という考え方を基本とし、「保護者主体」の制度といえます。 一方、こども誰でも通園制度は、こどもの成長のために「通う」という考えを基本とし、「他の子どもとの交流を通じて子どもの成長を促したい」「子どもの経験の一つとして家庭以外の環境を提供したい」といった「こども主体」の制度といえます。
2	親子通園はできる？ また、いつまでできる？	子どもが環境に慣れるまでの間は親子通園が可能です。 そのため、個々の状況で異なることから、一概にいつまでとは定めません。詳しくはご利用する施設にお問い合わせください。
3	お迎え時間に間に合わず、予定していた保育の時間を超過してしまったらどうなる？	ご利用する保育施設により取扱いが異なります。詳しくはご利用する施設にお問い合わせください。
4	1時間単位の利用ではなく、30分間単位などで利用はできる？	1時間以上ご利用する場合は、最初の1時間以降の時間につき30分単位でのご利用が可能となります。
5	利用施設の変更はできる？	可能です。新しい施設を利用する際には事前に初回面談が必要となります。 新しく利用したい施設に総合支援システムから初回面談の申し込みを行ってください。
6	いつまで利用できる？	お子様が3歳になる前々日までになります。 ※年齢計算に関する法律に基づき、年をとるのは誕生日の前日となるためです。
7	ネット上での利用予約等をするためには？	インターネット上の総合支援システムという、こども誰でも通園制度のために開発されたシステムの利用が必須となります。 本システムを利用するためには、甲府市から利用者用の専用アカウントの付与を受ける必要があります。 アカウントの付与をご希望の場合は、子ども保育課へ申請書をご提出ください。